

今号の主な内容	
2面	消火器・薬剤詰め替えあっせん
2面	親子で長崎へ・平和派遣者募集
3面	軽自動車税通知・休日納税相談
4面	無料健康診査(6月の日程)
4面	小冊子「落合の追憶」発行
4面	正しく分けよう! 資源とごみ②

広報 しんじゅく

「新宿力」で創造する、
やすらぎとにぎわいのまち
平成20年(2008年)
5・5

第1886号

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎(3209)1111
ホームページ http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/

★区のサービス・手続き・施設案内は「しんじゅくコール」
☎(3209) 9999 (午前8時～午後10時)

子育てのことで
悩んでいる…
サービスの利用は
どうしたらいいの?

相談は 子ども家庭支援センターへ



▲ 親と子のひろば ～自由に来館して遊べます～
【日時】月～土曜日(祝日等を除く)、午前10時～午後4時
【対象】区内在住の0歳～3歳と保護者の方(初めて利用するときは登録が必要)
保護者同士の交流や仲間づくりを兼ねた行事、子どもの年齢別の連続講座も実施しています。日程はお問い合わせください。新宿区ホームページの子ども家庭支援センターのページでもご案内しています。

子ども家庭支援センターでは、子育て家庭が地域で安心して暮らせるよう、子どもや家庭の相談、育児支援のための家庭訪問、子どもショートステイ事業などを行っています。子育ての仲間づくりにも利用できます。
また、学校・保健センター・医療機関・児童相談センター・民生委員・児童委員・主任児童委員など、さまざまな関係機関とのネットワークを作り、子育てを総合的に支援しています。

【問合せ】子ども家庭支援センター(中落合2-7-24) ☎(3952)7751へ。

子どもと家庭の総合相談

子育ての不安や悩み、困っていることなど、気軽に相談ください。専門のスタッフが、子育て支援サービスの案内や利用の支援をします。
【相談専用電話】☎(3952)7752
【相談時間】月～土曜日(祝日等を除く)、午前8時30分～午後5時
【対象】18歳未満の子どもの保護者や親族の方。子どもからの相談もできます。
★メールでの相談(新宿区ホームページの子ども家庭支援センターのページから)、ファックス☎(3952)7164での相談もできます。

子ども ショートステイ

入院・出産・介護等で保護者の方が夜間も留守になったり、一時的に養育できなくなったときに、お子さんを預かります。



産後の育児や家事を支援

「出産後、手伝ってくれる人がいない」「初めての出産で不安」。そんなとき、家庭を訪問してお手伝いします。
【利用期間】出産後1年未満、10日間延べ30時間まで。双子の場合等は15日間延べ45時間まで
【利用時間】月～金曜日(祝日等を除く)午前9時～午後5時、1日1回(3時間または4時間)
【対象】区内在住で、出産後に育児や家事などに支援が必要な方
【内容】もく浴・おむつの交換・兄弟の世話・家事ほか
【費用】1時間千円(減免制度あり)



● ショートステイ協力家庭を募集
看護師・保育士等の資格をお持ちの方、区社会福祉協議会ファミリーサポート提供会員等の活動実績がある方は、登録研修を受けてご協力いただけます。子ども家庭支援センターへご連絡ください。
● ショートステイ協力家庭・認証研修
前記には該当しなくても、地域の子育て支援に理解があり、協力家庭になっていただける方向けに実施します。
【日時】5月28日(水)30日(金)、午前9時30分～午後4時(28日は午後3時30分まで)
【内容】講義「区の子育て支援の現状」「乳幼児、学童期の生活と発達」ほか・現場見学・実習
【費用】無料
【会場・申込み】5月21日(水)までに地域子育て支援センター二葉(南元町4) ☎(5363)2170へ。詳しくは、お問い合わせください。

子育ての経済的負担を軽減し 子育てのしやすいまちに

● 子ども医療費助成・児童手当の申請を
子ども医療費助成
所得制限はありません。助成を受けるには、①医療証(未就学児)・②医療証(小・中学生)が必要です。
【対象】次のすべてに該当する方
▼子どもと保護者が区内在住
▼子どもが平成5年4月2日以降生まれ(中学校修了前)で日本の健康保険制度に加入
※児童福祉施設に入所している場合はありません。現在受給している方へは、6月中旬に現況届のご案内を送ります。
【対象】次のすべてに該当する方
①新宿区に住民登録・外国人登録(短期滞在を除く)をしている
②次の児童を養育している
▼児童手当(国制度)：平成8年4月2日以降生まれ(小学校修了前)
▼新宿区児童手当(区制度)：平成5年4月2日～8年4月1日生まれ(中学生)

医療費の助成が受けられる方、生活保護を受けている方は対象になりません。
【助成内容】健康保険証を使って医療機関で診療を受けた場合に、窓口で支払う「医療費の自己負担分」「入院時食事療養標準負担額」を助成。原則として申請月の1日から助成。出生・転入した方で、その翌日から3か月以内に申請したときは、出生・転入の日から助成
場合があります。現在受給している方へは、6月中旬に現況届のご案内を送ります。
【対象】次のすべてに該当する方
①新宿区に住民登録・外国人登録(短期滞在を除く)をしている
②次の児童を養育している
▼児童手当(国制度)：平成8年4月2日以降生まれ(小学校修了前)
▼新宿区児童手当(区制度)：平成5年4月2日～8年4月1日生まれ(中学生)

扶養親族等の数	国民年金加入者	厚生年金加入者
	年金未加入者	共済年金加入者
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円

※1人増えるごとに38万円を加算。
※社会保険料相当分として、全員の方が一律8万円を所得額から控除できます。そのほかにも医療費控除等、所得から控除できるものがあります。

【申込み】子どもサービス課 子ども医療・手当係、特別出張所へ。郵送・電子申請(新宿区ホームページからリンク)でも手続きできます。添付書類が必要な場合や、区民税の申告をお願いすることがあります。
【問合せ】子どもサービス課 子ども医療・手当係(本庁舎2階) ☎(5273)4546へ。